平成25年4月8日 規程第24号

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人長崎県市町村振興協会(以下「協会」という。)が市町 に交付するサマージャンボ宝くじ基金市町交付金(以下「基金市町交付金」という。)に ついて、必要な事項を定めるものとする。

(基金交付金の財源)

第2条 基金市町交付金は、サマージャボ宝くじの収益金をもって長崎県が協会に交付する る長崎県交付金の一部を財源とする。

(市町への交付基準)

第3条 基金市町交付金の市町への交付については、その額の100分の40を均等割、 100分の60を人口割として行う。

(基金交付金の対象事業)

第4条 基金市町交付金の対象となる事業は、地方財政法(昭和23年法律第109号) 第32条に規定する事業で、市町が必要とするものとする。

(交付を受けた市町の報告)

第5条 基金市町交付金の交付を受けた市町は、その使途について協会に報告するものと する。

(宝くじの普及広報)

第6条 施設又は設備若しくはイベント等ソフト事業のポスター・チラシ・看板等に別に 定める表示を行い、広報誌等を通じ広報を行うものとする。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が 定める。

附 則

この規程は、公益財団法人長崎県市町村振興協会の設立の登記の日(平成25年4月1日) から施行する。